

令和7年度やまなし縁結び応援ネットワーク運営業務委託に係る 企画提案公募要領

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をしたものを選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

令和7年2月山梨県定例県議会において、本業務にかかる令和7年度当初予算案が否決された場合は、執行しないものとします。なお、このことに伴い、プロポーザル参加者又は契約候補者において損害が生じた場合にあっては、県ではその損害について一切負担しかねますので、あらかじめご了承ください。

1 業務の目的

県では、結婚を希望する若者が安心して希望通り結婚できる社会を実現するため、令和5年度に、民間結婚相談所や市町村、結婚支援ボランティア等が一体となった「やまなし縁結び応援ネットワーク」を構築し、「やまなし縁結び応援センター」が中心となって、出会いイベントやスキルアップセミナーの開催、「やまなし結婚支援コーディネーター」（国の「結婚支援コンシェルジュ」に相当）の配置による市町村等の支援を行ってきた。

今回、「やまなし縁結び応援ネットワーク」の運営をより効果的に行うため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、若者のニーズに応じた多様な出会いの機会に関する情報提供や相談支援、市町村等と連携した出会いの機会の創出、また、「やまなし縁結びサポーター」などのボランティアの養成を行うことで、相談支援体制の強化を図るほか、企業・団体間での出会いの機会の創出等に取り組むなどを行うことにより、本県の結婚支援事業の推進を図る。

2 業務の概要

（1）委託業務の名称

やまなし縁結び応援ネットワーク運営業務委託

（2）委託業務の内容

別紙「令和7年度やまなし縁結び応援ネットワーク運営業務委託仕様書」のとおり。

（3）委託料上限額

金18,461,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

(4) 委託期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

(5) 選定結果の効力発生について

本企画提案公募における受託者の選定の効果は、令和7年4月1日に令和7年度当初予算発効時において効力を生ずるものとする。

3 応募資格

企画提案に参加する者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であること。
- (5) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

4 企画提案に係る日程

企画提案公募公告	令和7年2月28日（金）
質問票の提出期限	令和7年3月5日（水）午後5時必着
質問回答	令和7年3月7日（金）
参加申込書受付期限	令和7年3月7日（金）午後5時必着
企画提案書提出期限	令和7年3月19日（水）午後5時必着
企画提案プレゼンテーション審査（予定）	令和7年3月25日（火）
契約締結、事業着手	令和7年4月1日（火）

5 企画提案の応募に関する書類提出等

(1) 担当部署（書類提出先・質問受付）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（山梨県庁本館5階）

山梨県子育て支援局 子育て政策課

電話 055-223-1412

電子メールアドレス kosodate@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 参加申込書類の提出

ア 参加申込書類

本件企画提案募集に参加を希望する者は、次の書類を各1部提出すること。

①参加申込書（様式第1号）

②誓約書（様式第2号）

③役員名簿（様式第3号）

④会社概要が把握可能な書類（会社パンフレットなど）

イ 参加申込書類の提出期限・提出方法

①提出期限 令和7年3月7日（金）17:00必着

②提出方法 郵送又は持参

※持参の場合の受付は、土日・祝日を除く9:00から17:00とする。

(3) 企画提案に関する質問の受付

本件に関する質問は、質問票（様式第4号）により受け付ける。

①受付期限 令和7年3月5日（水）17:00必着

②質問方法 電子メール

※電子メールの件名には「やまなし縁結び応援ネットワーク運営業務企画提案質問」と記載し、電話にて事務局にメールの受信確認を行うこと。

③回答方法 受け付けた質問とそれに対する回答は、令和7年3月7日（金）までに質問者へ電子メールにより送付及びホームページに掲載する。電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に係のない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は、回答しないことがある。

(4) 企画提案書類の提出

ア 企画提案書類

本業務に企画提案をする者は、次の書類を提出すること。

①企画提案書かがみ（様式第5号）

- ②企画提案書（任意様式）
- ③やまなし結婚支援コーディネーター予定者に係る経歴書（任意様式）
- ④類似業務実績報告書（様式第6号）
- ⑤見積書（任意様式・積算内訳を記載）

イ 企画提案書類の提出期限・提出方法

- ・ 提出期限 令和7年3月19日（水）17：00必着
- ・ 提出方法 郵送又は持参

※持参の場合の受付は、土日・祝日を除く9：00から17：00とする。

ウ 提案数

1者1件のみとする。

エ 提出部数

7部（A4判） 正本1部、副本6部

※パンフレット等の添付書類がある場合は、別綴りとする。

オ 作成上の注意点

- ①企画提案審査は審査委員が企画提案者を特定できない方法で運営する。
このため、企画提案書や見積書において、企画提案者の名称やロゴマーク等、企画提案者が特定できる情報を記載しないこと。
- ②見積書は、仕様書「3委託業務の内容」の項目を踏まえてそれぞれの経費明細を記載すること。
- ③提出書類は原則としてA4判で作成し、文字は10.5ポイント以上、上下左右に20mm以上の余白を設定すること。（A3判の仕様はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、Z折りとする。）
- ④提案内容は、考え方や実現方法等について、表や図等も活用しながら分かりやすく、かつ簡潔・明瞭に記載すること。

カ 提案書類の内容

- ① 企画提案書には、仕様書の「2（2）委託業務の概要」及び「3委託業務の内容」に示した業務内容を踏まえて、別添「企画提案選定の手順及び審査の基準」の「2審査の基準」の項目に沿って作成すること。その際、具体的な取組方針、業務スケジュール、実施体制、実施方法等を記載すること。
- ② 仕様書に記載されていない事項であっても、業務の推進・目的達成のために必要と認められる事項については、2（3）委託料の上限額の範囲内で、積極的に提案すること。
- ③ 特徴や利用者にとって有益と考えられる追加提案や独自のアイデア等がある場合は、わかりやすく記載すること。
- ④ 見積書については次のとおりとする。
 - ・ 見積額は「一式」ではなく、項目ごとに記載すること。（広報費、賃借料、

通信費、消耗品費、旅費等)

- ・見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を基準に契約の協議を行うので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- ・積算根拠は仕様書を参考に可能な限り詳細に記載すること。

キ その他

- ①郵送により企画提案書を受け付けた場合には、事務局から電話で確認の連絡を行うので、郵送後2日以内(土曜・日曜日・祝日を除く)に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。
- ②提出期限後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。

6 選定方法等(企画提案審査)

(1) 審査

企画提案審査は、審査基準に基づき、やまなし縁結び応援ネットワーク運営業務委託審査委員会(以下「審査会」という。)が非公開で行う。

(2) 審査の実施

企画提案書の内容について、プレゼンテーションの機会を設けることとする。プレゼンテーションは企画提案書の内容を審査委員に説明し、審査委員の質問に回答する形式で行うものとする。この際、企画提案書と関係のないことは説明できない。また、当日の追加資料は認めない。

(3) 選定方法

ア 審査会は、審査基準に基づき、企画提案ごとに審査委員の評価点を集計し、その評価点の合計が最も高い企画提案書を提出した提案者を委託先候補者として選定する。得点が同点の者が生じた場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。

ただし、審査委員の2名以上が評価点2点未満とした評価項目が1つ以上ある場合または審査点が125点未満の場合は順位にかかわらず委託候補者としな

い。

なお、提案者が1者の場合であっても同様に審査を行い、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該提案者を委託先候補者として選定する。

イ 企画提案審査は、提出のあった企画提案書と見積書をもとに、プレゼンテーション(15分)と質疑応答(15分)により行うが、提案者数によっては、時間を短縮する場合がある。また、企画提案の説明及び質疑への応答は、主担当者となる者が行うこととし、会場への入室者は2名以内とする。

ウ 審査会の日時及び場所等は、以下のとおり予定しているが、詳細は企画提案書提出者宛別途連絡をするものとする。

①実施日 令和7年3月25日（火）（予定）

②実施時間 9：00～17：00の間で実施

③実施場所 山梨県庁内（予定）

7 審査結果の通知

（1）審査結果については、選定・不選定にかかわらず書面により通知するものとする。

（2）企画提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

ア 企画提案に参加する資格のない者が提案したとき

イ 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき

ウ 同一人が2件以上の企画提案をしたとき

エ 企画提案に関してその他不正の行為があったとき

オ 見積書の金額が不明な企画提案をしたとき

カ その他、指示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

8 契約の締結等

（1）6により選定された提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。

（2）契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。

（3）契約については、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

9 その他

（1）参加申込書提出後に企画提案への参加を辞退する場合は、辞退届出書（様式第7号）を事務局へ提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、当該辞退による不利益な取り扱いは行わない。

（2）提出された企画提案書は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。

（3）企画提案に要する一切の経費は、提案者負担とする。

（4）著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

10 事務局（問い合わせ先）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁本館5階

山梨県子育て支援局 子育て政策課

電話 055-223-1412

電子メールアドレス kosodate@pref.yamanashi.lg.jp